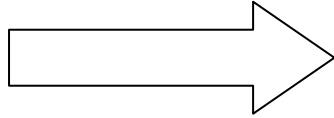


調整の概要

小林正明作成

	都市整備課	企業立地推進室	拠点整備課	ラッシュジャパン	その他
H.20.4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当麻は無理</u> ・ <u>調整地区は不可能</u> ・ <u>区画整理は H25 以降</u> 	ステップ 50 の新設を説明			(結論) 可能性について更に検討を進める
H20.7.2					
H20.12.24		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付は、法的に工場建設が可能な状況でなければ不可 ・ 先行取得地は対象外 (インベスト神奈川も同様) ・ 現状では用地費は除外 			
H21.10.6		既得土地は助成不可能と主張 (今後も不変予想)		(相談の内容) ・前提条件が門前払いで説明内容が覆る (重要事項)	県企業誘致室 ・市街化編入の確証なく、申請受付は不可能
H21.12.8		転売して取得した土地 (再取得) は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理事業を想定して情報提供を協力する ・ これまでのステップ 50 のやり取り報告 (伊藤課長) 		(結論) 1 月末を目処に事業計画を作成する。
H22.2.3		ラッシュ来庁について (メモ) (拠点整備課に行った後に、企業立地推進室に立寄る) ※その際のラッシュの要望の内容は、右記のとおり。		(要望の内容) ・市作成の市街化編入の時期を担保する書類を ・拠点整備課から、明確な返事がないが、どうしたらよいか ・企業立地推進室から県にアクションを ・市の怠慢で県の制度 (インベスト神奈川) が利用できない恐れが出る ・当社としてはこれ以上どうしようもない	